



## 特別徴収税額（給与所得・退職所得）の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日提出  (宛先) 斜里町長	住所又は所在地		法人番号	
			指定番号	
	氏名又は名称		電話番号	
	本店若しくは主たる事業所の所在地		経理担当者	
地方税法第321条の5の2第2項の規定により、下記のとおり届出ます。				
給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった事実				

### 届出についての説明および注意

1. 納期特例の承認後、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、この届出書を速やかに町長に届出なければなりません。
2. この届出書についての、お問合せ先は、斜里町役場税務課課税係（Tel0152-26-8215）です。